

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-1
提出年月日	令和5年2月21日

泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト
第26条 原子炉制御室等

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
1	26条	—	とりまとめた資料-4	<p>1. の以下の参照する比較表ページを修正する。</p> <p>(旧)</p> <p>1-1)d. ・津波監視カメラを3台増設予定のため、「別添1 図2.1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図（監視カメラ）」を修正した。【比較表p26-別添1-13】</p> <p>1-2)b. ・「別添1 図2.1-4 3号炉発電用原子炉施設と津波監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-16】</p> <p>・「別添1 図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-17】</p> <p>(新)</p> <p>1-1)d. ・津波監視カメラを3台増設予定のため、「別添1 図2.1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図（監視カメラ）」を修正した。【比較表p26-別添1-15】</p> <p>1-2)b. ・「別添1 図2.1-4 3号炉発電用原子炉施設と津波監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-17】</p> <p>・「別添1 図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-18】</p>
2	26条	—	26-9, 12, 35	<p>赤字の相違理由について、以下のとおり下線部を削除する。（下線部参照）</p> <p>【東海第二，伊方】設備，運用の相違</p> <p>・有毒ガスに係る調査の結果，現時点においては，スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため，スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がない，及び敷地内可動源については，漏洩時の防護措置を取ることに相違。</p>
3	26条	—	26-39	<p>赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。（下線部参照）</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川は非常用直流電源から給電する直流照明兼非常用照明を設置しており，泊は蓄電池内蔵の無停電運転保安灯及び可搬型照明を設置している。全交流動力電源喪失時の照明を確保するための設備を設置する方針は同様である。（<u>大飯と同様</u>）</p>

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
4	26条	—	26-42～26-43	<p>P26-42の最後に記載の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。（下線部参照）</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は日射量，放射収支量のパラメータは気象観測設備の監視端末（モニター）にて監視する設計としている。 なお，泊では保安規定で定める記録として保存する風向，風速，雨雪量及び気温を監視記録計に取込んでいる。 <u>（これらパラメータの表示方法は詳細設計によるものでありプラント間で相違あるが，これらパラメータを中央制御室で監視可能とする設計方針は大飯，女川と相違ない）</u></p>
5	26条	—	26-61	<p>赤字の相違理由について，以下のとおり他社実績を追記する。（下線部参照）</p> <p>【女川】設備の相違 ・単一設計設備の相違 <u>（伊方，美浜と同様）</u></p>
6	26条	—	26-別添1-14	<p>赤字の相違理由について，以下のとおり他社実績を追記する。（下線部参照）</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は潮位，スクリーン水位差が監視可能であることから記載を追加 <u>（大飯と同様。大飯の図2-4には図示されていないが，大飯の表2-2には潮位とスクリーン水位差が記載されており，大飯と同様である）</u></p>
7	26条	—	26-別添1-15	<p>赤字の相違理由（2箇所）について，以下のとおり他社実績を追記する。（下線部参照）</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は津波の把握手段として，潮位計も考慮しているため，その配置を図示している <u>（大飯と同様）</u> ・泊は生物学的事象の把握手段として，スクリーン水位差計も考慮しているため，その配置を図示している <u>（大飯と同様。大飯の図2-1にスクリーン水位差計は図示されていないが，大飯の表2-1には記載されており，生物学的事象の判断手段にスクリーン水位差計を考慮する設計方針は大飯と同様である）</u></p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は立地的要因から9台の監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため <u>（立地的要因によりプラントごとにカメラ台数は相違するが，監視カメラの設計方針は大飯，女川と相違ない）</u></p>

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
8	26条	—	26-別添1-16	赤字の最後に記載の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】設備の相違 ・泊は赤外線カメラの他に照明機能付きの可視光カメラも設置しているため、 <u>(照明機能付きの可視光カメラは柏崎で実績あり。なお、夜間監視を実現する方法(暗視機能、照明機能)は詳細設計によるものでありプラント間で相違があるが、監視カメラの設計方針は大飯、女川と相違ない)</u>
9	26条	—	26-別添1-17	上の2箇所の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】設備の相違 ・光学ズーム倍率、遠隔可動範囲の相違 <u>(詳細設計によるものでありプラント間で相違があるが、監視カメラの設計方針は大飯、女川と相違ない)</u> ・表2.1-3の構内監視カメラは暗視機能(赤外線カメラ)に代わり、照明機能付きの可視光カメラ(高感度カメラ)を採用し、昼夜にわたり監視が可能な設計としている。 <u>(照明機能付きの可視光カメラは柏崎で実績あり。なお、夜間監視を実現する方法(暗視機能、照明機能)は詳細設計によるものでありプラント間で相違があるが、監視カメラの設計方針は大飯、女川と相違ない)</u> 【女川】設計方針の相違 ・構内監視カメラは、自然現象を監視するための設備であることを踏まえ、カメラ架台の据付強度上、風及び積雪荷重を考慮している。 <u>(大飯と同様)</u>
10	26条	—	26-別添1-20	上から1つ目と3つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】設備の相違 ・泊は潮位計を設置しているため、津波の把握手段に記載を追記 <u>(大飯と同様)</u> 【女川】設備の相違 ・泊はスクリーン水位差計を設置しているため、生物学的事象の把握手段に記載を追記 <u>(大飯と同様)</u>
11	26条	—	26-別添1-22	上から2つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【大飯】設備の相違 ・泊に大気圧計はないが公的機関の天気図にて大気圧を把握可能であるため、実質的な相違はない <u>(女川と同様。中央制御室にて天気図から大気圧を把握することは可能である。)</u>

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
12	26条	—	26-別添1-28	上から2つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】設備の相違 ・女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。(大飯、伊方、川内と同様)
13	26条	—	26-別添1-36	以下の相違理由の誤記を修正し、他社実績を追記する。(下線部参照) (旧)・泊の中央制御室空調装置のダンパは空気作動ダンパであり、全交流動力電源喪失時には、駆動源である制御用空気喪失により自動で閉止閉動作する。 (新)・泊の中央制御室空調装置のダンパは空気作動ダンパであり、全交流動力電源喪失時には、駆動源である制御用空気喪失により自動で閉動作する。(大飯と同様)
14	26条	—	26-別添1-63	上から2つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】設備の相違 ・女川は非常用直流電源から給電する直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置している。泊は全交流動力電源喪失時の照明は無停電運転保安灯にて確保する。(大飯と同様)
15	26条	—	26-別添1-66	上から1つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】設備の相違 ・照明の台数の違いはプラント固有の設計。 ・泊の設置数は大飯の1ユニット当たりの設置数と同じ。
16	26条	—	26-別添1-66	上から2つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】運用の相違 ・泊では可搬型照明(懐中電灯)、可搬型照明(ヘッドライト)の予備を運転員6名分確保している。(大飯と同様)
17	26条	—	26-別添1-83	赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊は脱衣エリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイバックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。(大飯、伊方と同様)

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
18	26条	—	26-別添1-99	赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【大飯】運用の相違 ・泊は発電所対策本部長がマスク着用を判断するのではなく、炉心出口温度と格納容器内高レンジエアモニタの指示値による着用基準により、発電課長(当直)がマスク着用の判断をすることとしている。 <u>(伊方、川内と同様)</u> また、本相違理由(【大飯】運用の相違)については、技能1.16の記載適正化予定リスト(No.2)と同様に、3ポツ目に新たな相違理由を追記するとともに他社実績を反映する。(下線部参照) <u>・泊のマスク着用の判断基準は、炉心損傷の判断基準である炉心出口温度350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ(高レンジ)1×10⁵mSv/hを「及び」ではなく「又は」の条件にすることで、炉心損傷前にマスク着用を判断し、確実に被ばく防護を図る方針としているため、先行プラント実績のない判断基準となっている。</u>
19	26条	—	26-別添1-99	赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】設計の相違 ・女川は電動ファン付き全面マスク及び全面マスクを全面マスク等と整理しているのに対し、泊では電動ファン付き全面マスクは配備しない。 <u>(大飯、伊方、川内と同様)</u>
20	26条	—	26-別添1-100	上から1つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】設計の相違 ・女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。 <u>(大飯、伊方、川内と同様)</u>
21	26条	—	26-別添1-111	赤字の相違理由について、相違理由に以下の記載を追記する。(下線部参照) (新) 【大飯】設備の相違 ・大飯はツインプラントのため重大事故時の要員が多い。 <u>・美浜の評価人数は設計基準事故時11名、重大事故時12名でシングルプラントの泊と同等。</u>

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
22	26条	—	26-別添1-138	赤字の相違理由（2箇所）について、相違理由に以下の記載を追記する。(下線部参照) (新) 【大飯】設備の相違 ・大飯はツインプラントのため、通常時の在室人数及び重大事故等時の対応要員が多い。 ・美浜の評価人数は設計基準事故時11名、重大事故時12名でシングルプラントの泊と同等。
23	26条	26条-別添2-添1-6-1	26-別添2-91～95	添付1-6「直交替の考え方について」は現状は大飯と同様にDB時、SA時いずれも考慮した資料構成となっているが、原子炉格納容器貫通部の除染係数にかかる追而評価が完了すれば、直毎の影響をそちらで確認可能となり女川と同様の状況となることから、本資料についても女川と同様の資料構成（DB時のみの説明資料）に修正を行う。
24	26条	26条-別添2-添1-7-18	26-別添2-116	当社のみ記載（青字部分）している以下の記載は削除する。 「5.1.2(3) b) 3) iv) 拡散パラメータの値は σ_{yo} 、 σ_{zo} が支配的となるが、 σ_y 及び σ_z は0 とはしていない。」
25	26条	26条-別添2-添1-7-19	26-別添2-117	選定する方位の記載（青字部分）については、泊のみ詳細に記載を行っているが、先行と状況は同じであるため先行実績を反映し以下の記載に修正する。 「全16方位について次の三つの条件に該当する方位を選定し、すべての条件に該当する方位を評価対象として評価している。」
26	26条	26条-別添2-添1-7-20	26-別添2-118	上記の反映として、泊欄の記載を削除する。